

岡山市遊泳用プール取扱要綱

第1条 目的

この要綱は、遊泳用プールの構造設備及び維持管理等に関するもので、環境衛生上必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

プールの安全に関しては、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）による。

第2条 定義

この要綱において「遊泳用プール」（以下「プール」という。）とは、水を貯留して多数人に遊泳させる施設であつて、その容量がおおむね 100m^3 以上の施設をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校に設置するプールについては、適用しない。

第3条 遵守義務

プールを設置しようとする者又はプールを設置した者は、第5条に規定する施設基準、第6条に規定する維持管理基準及び第7条に規定する水質基準を遵守しなければならない。

なお、プール本体の水の容量の合計がおおむね 100m^3 に満たないものであっても、これらの基準に合致することが望ましく、かつ、幼小児が多数利用するものについては十分配慮すること。

第4条 設置等の届出

- 1 プールを設置しようとする者は、プール設置届（様式第1号）によりあらかじめ当該プールの所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出なければならない。なお、この要綱の施行の際、現にプールを設置している者は、プール使用届（様式第1号）により速やかに保健所長に届け出なければならない。
- 2 プールを設置した者（以下「設置者」という。）は、届出事項に変更があったときは、プール変更届（様式第2号）により速やかに保健所長に届け出なければならない。
- 3 設置者は、プールを廃止したときは、プール廃止届（様式第3号）により速やかに保健所長に届け出なければならない。

第5条 施設基準

- 1 プール設備の構造基準は、次のとおりとする。

（1）プール本体

- ア コンクリートその他の不浸透性材料で作られていること。
- イ 容易に給排水及び清掃ができる構造とすること。
- ウ 周囲から汚水が流入しない構造とすること。
- エ 遊泳者の見やすい場所に水深が表示されていること。

（2）給水設備

- ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講じた構造とすること。
- イ 新規補給水量及び時間当たりの循環水量を常に把握できるよう専用の量水器等を設けること。

（3）消毒設備

- ア プール水の消毒には、原則として塩素、塩素剤等の消毒剤を用い、連続注入できる消毒設備を設けること。

イ プール水の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度、第6条第2項第1号及び第4号において同じ。）が均一となるよう注入口数及び注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような構造とすること。

ウ 二酸化塩素で消毒を行う場合の設備は、プールを有する施設に二酸化塩素発生装置を設置し、発生した二酸化塩素を連続注入できる構造とすること。

エ オゾン発生装置は、循環設備におけるオゾン注入位置が、ろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

（4）浄化設備

ア 循環ろ過方式等の浄化設備を設けること。

イ 循環ろ過方式等の処理水量は、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し、少なくとも1時間当たり6分の1以上の処理能力を有し、遊泳者数が最大時においても浄化の目的が達せられるよう十分な処理能力を有すること。ただし、夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、少なくとも1時間当たり4分の1以上の処理能力を有すること。

ウ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること（0.1度以下が望ましいこと。）

エ 取水口等は、できるだけプール水の水質が均一にできる位置に設置すること。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓または測定装置を設けること。

（5）オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水及び床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

イ 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であって、そのオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

2 付帯設備の構造基準は、次のとおりとする。

（1）洗浄設備

ア シャワー等の洗浄設備を設けること。

イ 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に洗浄設備を設置し、通過式洗浄設備とする等遊泳者が効果的に洗浄できる構造とすること。

ウ 容易に排水ができる構造とすること。

エ 洗浄設備で用いた水は原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

（2）うがい設備並びに洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー

ア プールサイドには、うがいができる遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。

イ 洗面、洗眼ができる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設けること。

ウ 遊泳者の数に応じて、便利な位置に必要な数を設置すること。

エ 飲用に適する水が供給できる構造とすること。

（3）更衣室

ア 男子用及び女子用に区画し、双方及び外部から見通せない構造とすること。

イ 遊泳者の衣類等を安全で衛生的に保管できる設備を設けること。

（4）便 所

ア 男子用及び女子用に区画し、利用者数に応じた適当な数の便器を設け、水洗式の構造とすること。

イ 床はコンクリートその他の不浸透性材料を用い、水が滞留しない構造とすること。

ウ 衛生的管理が容易に行える構造で、専用の手洗い設備を設けること。

（5）くずかご

適当な場所に必要な数を備えること。

(6) 換気設備

- ア 屋内プールには、換気設備を設けること。
- イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準に規定する空気中の炭酸ガスの含有率の基準（0.1%以下）を達成できる能力を有すること。
- ウ 吸気の取入口は、できるだけ清浄な外気を取り入れることができる位置に設置すること。

(7) 照明設備

屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、プール水面及びプールサイドの床面において照度を100ルクス以上に保つ照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示及び付帯設備が見えるようにする等プール内及びプールサイドの管理が講じられている場合はこの限りでないこと。

(8) 消毒剤等保管設備

消毒剤その他の薬品及び測定機器等を安全に保管できる保管設備を設けること。同時に施錠可能な設備が望ましい。

(9) 採暖室等

採暖室及び採暖槽を設ける場合には、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

3 適用除外

海水又は温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し、清浄度が保てるものである場合は、第1項第3号及び第4号の規定の一部を適用しないことができるものとする。

第6条 維持管理基準

1 管理責任者及び衛生管理者の設置は、次のとおりとする。

- (1) 設置者は、プールの安全かつ衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。
- (2) 設置者は、プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。なお、衛生管理者はプールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を持つ者であること。
- (3) プールの規模等の実情に応じて、管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねても差し支えないこと。

2 プール水の維持管理基準は、次のとおりとする。

- (1) プール水は、常に消毒するとともに、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。
- (3) プール水の温度は、原則として22°C以上とし、均一となるよう配慮すること。
- (4) プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業または夏期営業のプールにあっては、6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては、水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は、定期的に実施すること。利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- (5) 遊泳者が多数ある場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- (6) 水質検査結果が基準に適合していない場合の措置は、次によること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌または総トリハロメタ

ンが基準に適合していない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合には、一時遊泳を中止し、直ちに塩素剤を追加する等して、遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 第7条第4項第4号の検査法によって大腸菌が検出された場合には、速やかに遊離残留塩素濃度を再度測定し、その濃度が0.4mg/Lを下回った場合にはイの措置を講じ、再度大腸菌検査を実施し、陰性を確認すること。

また、濃度が0.4mg/L以上であった場合には、大腸菌由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講じたうえで再検査を実施し、陰性を確認すること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、イ及びウについて、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4 mg/L」を「0.1 mg/L」と読み替えるものとすること。

(7) 水質検査の試料の採水地点は、長方形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3か所以上の水深20cm及び循環水の取水口付近を原則とするが、その他の形状のプールではこれに準じ、形状に応じて適切な地点を選び行うこと。

3 プール本体、付帯設備及びその他の設備の維持管理基準は、次のとおりとする。

(1) プール本体の維持管理は、次によること。

ア 入替え式プールは、少なくとも5日ごとに1回、プール水の全量を入れ替えること。また、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。

イ 全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、常に藻の発生防止に努めること。

ウ 期間を定めて使用するプールは、使用開始前及び使用終了後において十分な清掃、設備の点検及び整備を行うこと。

エ 年間を通じて使用するプールは、日常の清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じて水抜き清掃を行うこと。

(2) プールサイド、更衣室、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに隨時点検を行うこと。

(3) 消毒設備の維持管理は、次によること。

ア プールに使用する消毒剤は、他の薬剤と混和しないよう適切に管理するとともに、その使用量及び使用方法は適正に行うこと。

イ 消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れること等による危害を生ずる恐がないう適切な管理をすること。

ウ 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

(4) 凈化設備の維持管理は、次によること。

ア 原則として一日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を隨時行うこと。

イ プール水の循環系統は隨時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を把握し、新規補給水量と循環水の割合に留意すること。

ウ オーバーフロー水をプール水として再利用する場合は、十分な浄化、消毒を行うこと。

エ 凈化設備が運転時間内で浄化の目的が達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあっては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化をより詳細に把握すること。

(5) シャワー水（上がり用シャワー水を含む）等に用いる洗浄水については、遊泳者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置をとること。

(6) プール水、及びシャワー水等の排水に当たっては環境保全にも十分配慮すること。特に高濃度の残留塩素を含む排水に留意すること。

- (7) 屋内プールの空気環境の維持管理は、次によること。
- ア 空気中の炭酸ガスの含有率が0.15%を超えないようにすること。なお、基準の判定はプールの使用開始時、使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
 - イ 上記検査を2月以内ごとに1回、定期的に実施すること。
 - ウ 上記検査の測定方法は、当該施設内の適当な場所を選び、床上75cm以上150cm以下の位置において、検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。
 - エ 施設の構造及び規模に応じて測定点を適宜増やすこと。
- (8) 遊離残留塩素濃度等の測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- (9) プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備等を点検し、衣類等の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らない措置を講ずること。
- (10) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備または、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長)等を参考にして、適切に管理すること。
- その設備の中の水についてレジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。
- レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法またはろ過濃縮法のいずれかによること。
- 4 利用者の管理は、次のとおりとする。
- (1) 伝染病り患者、遊泳が悪影響を及ぼす病気に明らかに罹患している者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼす恐れが明らかである者は、遊泳させないこと。
 - (2) 単独で遊泳が困難な者は、付添者を求めること。
 - (3) 水質の維持管理等の参考とするため、常に利用者数を把握しておくこと。
 - (4) 水泳前にシャワー等による身体の洗浄を徹底させること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
 - (5) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液やたんをできるだけ吐かせないこと。
 - (6) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染する恐れのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合、プールを汚染しないようにさせること。
 - (7) 遊泳者の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

第7条 水質基準

- 1 プール水の水質基準は、次のとおりとする。
- (1) 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
 - (2) 濁度は、2度以下であること。
 - (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
 - (4) 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。
 - (5) 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合、プール水の二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上、0.4mg/L以下であること。また、プール水の亜塩素酸濃度は、1.2mg/L以下であること。
 - (6) 大腸菌は、検出されないこと。

- (7) 一般細菌は、200 CFU/ml以下であること。
- (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。
- 2 海水又は温泉水を原水として利用するプールにおいては、常時清浄な用水が流入して清浄度が保てる場合には、前項第4号及び第5号に定める基準を適用しないことができるものとする。
- また、プール水の原水である海水又は温泉水の性状によっては、前項第1項から第5項に定める基準の一部を適用しないことができるものとする。ただし、温泉水を利用する場合、原水は温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する飲用可の基準に適合し、濁度は5度以下が望ましいこと。
- 3 オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、第1項（第5号を除く。）に定める基準を適用するものとする。
- 4 プール水の水質検査方法は、次のとおりとする。
- (1) 水素イオン濃度（pH）、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令に定める検査方法（平成15年厚生労働省告示第101号）若しくは上水試験法（日本水道協会編）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によるものとするが、水素イオン濃度については、電極法による測定でも差し支えないこと。
- (2) 遊離残留塩素濃度の測定は、ジエチルーペーフェニレンジアミン法（DPD法）又はそれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (3) 二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、DPD法又はそれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (4) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

第8条 その他の措置

- 1 プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、3年以上保管すること。
- 2 水着、その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。
- 3 救命具等は、常に整備し、いつでも使用できる状態にしておくこと。
- 4 プールに起因する疾病等が発生したときは、直ちに保健所長に報告すること。
- 5 プールにおいて事故が発生したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、速やかに保健所長に報告すること。

第9条 検査

保健所長は、第4条の規定による届出があったとき又は必要と認めるときは、その職員にプールに立ち入り構造設備、帳簿書類及び維持管理の状況等について検査させるものとする。

第10条 改善指導

保健所長は、この要綱に定める規定に適合しないと認められるときは、公衆衛生上必要な措置を講ずることを指導するものとする。

第11条 設置票等

- 1 保健所長は、プール設置票（様式第4号）を整理保管するものとする。
- 2 保健所長は、第9条の規定による検査の結果をプール立入検査票（様式第5号）に記入するものとする。

附 則

第1条 施行期日

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

第2条 経過措置

- 1 平成6年3月31日以前に岡山県の定める「岡山県遊泳用プール指導要領」（平成5年4月1日施行）第4の1の規定による届出を行っているものは、この要綱の施行後においても、第4条第1項の規定による設置の届出を行っているものとみなす。
- 2 平成5年3月31日以前に設置されているプールについては、第5条に規定する施設基準及第6条に規定する維持管理基準の一部を当分の間適用しないことができる。

附 則

この要綱は、公布の日（平成18年8月24日）から施行する。

附 則

第1条 施行期日

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

第2条 経過措置

この要綱の施行の際現に設置されているプールについては、第5条に規定する施設基準及び第6条に規定する維持管理基準の一部を当分の間適用しないことができる。